

高知県地域福祉推進交付金に関するQ&A

質問	回答
<p>1 交付金の使途について、地域福祉を推進するための事業とは具体的にどのような事業か。</p>	<p>例えば、次のような事業が考えられる。 ・地域の話し合いや交流など地域福祉活動を行うときの拠点となる施設の改修（スロープや手すりの設置、洋式トイレへの改修など）や備品購入など※ ・地域において日常的な支え合い活動を行う人材の育成にかかる研修費など ・お守りカードや緊急通報装置の設置など ※あつたかふれあいセンターについては、「高知県あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」に規定する対象事業に該当しない1件50万円を超える改修や単価50万円を超える備品購入、もしくは人件費や運営経費について限度額を超えた部分などとする</p>
<p>2 特定目的基金（地域福祉関連事業）への積立に充当した場合、基金の処分（活用）期限はあるのか。</p>	<p>できるだけ積立の日の翌年度から起算して5年以内に基金を処分していただきたいが、これにより難しい場合は県と協議すること。</p>
<p>3 特定目的基金（地域福祉関連事業）への積立に充当する場合は交付申請時に基金処分計画書を添付することとなっているが、提出した計画を変更する場合は申請が必要か。</p>	<p>事業費の20%を超える増減や基金充当事業の変更など、当初計画から大幅に変更する場合は、県と協議すること。</p>
<p>4 交付金は、既に借り入れた地域福祉分野に係る地方債の償還財源に充当できるとあるが、具体的にどのような地方債に充当できるのか。</p>	<p>次の地方債のうち、内容について個別に県と協議を行った上で地域福祉分野に係る地方債と認められたもの。 ・過疎対策事業債 ・社会福祉施設整備事業債 ・公共事業等債 ・一般事業債</p>
<p>5 1つの事業に「高知県地域福祉推進交付金」と他の県補助金を併用することは可能か。</p>	<p>不可。 支え合いの地域づくり事業費補助金に限らず、高知県地域福祉推進交付金以外の県の補助金等との併用は不可。</p>
<p>6 交付申請書の添付書類である「あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」に規定する実績報告書に準じる書類とはどのようなものか。</p>	<p>同要綱 第4号様式に規定する添付書類一式。</p>
<p>7 交付金の額の算出について、前年度のあつたかふれあいセンター事業が、「あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の補助対象経費外の経費がある場合や、補助上限額を超える場合、交付金の額はどうか。</p>	<p>当交付金は、「あつたかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の補助対象事業の範囲内で交付するものである。過疎対策事業債の額が補助対象経費を上回る場合、補助対象経費の20パーセントに相当する額が交付金の上限額となる。 ※ 例えば、次のような経費がある場合は交付金算出の対象事業外の経費とする ・1件50万円を超える改修や単価50万円を超える備品購入 ・人件費や運営経費について限度額を超えた部分 ・収益、その他の財源がある場合 など</p>
<p>8 前年度のあつたかふれあいセンター事業の財源に、国補助金等と過疎対策事業債を併用している場合は、本交付金を申請できるか。</p>	<p>可能。</p>
<p>9 交付金の使途について、当事業に充当した過疎対策事業債も含む、地方債（地域福祉関連事業に限定されていない）の償還に必要な財源を確保するため設置している減債基金への積立は可能か。</p>	<p>当交付金は、地域福祉関連事業の財源に充てることを目的としているため、地域福祉関連事業を目的とした基金への積立に限る。</p>